

○岡山県猟銃技能講習実施要領の制定について(通達)

(平成 21 年 12 月 3 日岡生企第 1404 号警察本部長例規)

**改正** 平成 23 年 3 月岡務第 176 号 平成 26 年 3 月岡生環第 120 号、岡生企第 235 号  
平成 27 年 9 月 17 日岡生企第 754 号 令和 3 年 3 月 31 日岡生企第 182 号  
令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号 令和 5 年 10 月 31 日岡生企第 609 号

各部長  
首席監察官  
各統括官  
各所属長

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 5 条の 5 第 1 項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施について、別添のとおり岡山県猟銃技能講習実施要領を定め、平成 21 年 12 月 4 日から施行することとしたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに誤りのないようになされたい。

別添

岡山県猟銃技能講習実施要領

1 趣旨

この要領は、現に猟銃の所持の許可を受けている者を対象とする猟銃の操作及び射撃技能に関する講習(以下「技能講習」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

技能講習の対象者は、現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃の所持許可を受けている者とする。

3 開催日時等の公表

技能講習を開催しようとするときは、開催予定日のおおむね 1 か月前までに、開催予定日時、申込期間、開催射撃場名、使用銃種、猟銃の射撃の科目における射撃方式、受講可能人数等の講習の開催に必要な事項を岡山県警察ホームページへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

4 開催回数

技能講習の開催回数は、月間おおむね 4 回とする。

5 受講申込みの受付期間

技能講習の受講申込みの受付は、技能講習実施日の 7 日前までとする。

6 受講申込みの取扱い等

(1) 技能講習の受講申込みを受理したときは、技能講習受講申込書(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「規則」という。)様式第 25

号)の提出を求めるとともに、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号)に定める手数料が納付済であることを確認できるものを貼付させること。

- (2) 申込みを受理したときは、受講希望年月日及び受講希望場所を生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に連絡し、日時及び場所を指定した上、当該申込書に所要事項を記入し、その写しを生活安全企画課宛てに送付すること。
- (3) 受講申込者に対しては、指定した事項及び講習の詳細が記載された技能講習通知書(規則様式第26号)を後日交付する旨を教示すること。
- (4) 生活安全企画課においては、所要事項を記載した技能講習通知書を警察署に送付し、警察署においてこれを受講申込者に交付すること。

#### 7 技能講習の実施基準

技能講習は、別に定める基準により実施するものとする。

#### 8 技能講習修了証明書の交付等

- (1) 技能講習を実施する警察職員は、各受講者の技能講習結果を記録し、それらの記録を生活安全企画課あて伝達するものとする。
- (2) 教習射撃場を管理する者に技能講習に関する事務の一部を委託した場合は、生活安全企画課において受託者からの各受講者の技能講習結果の報告を受けることとする。
- (3) 生活安全企画課においては、技能講習結果に基づき各受講者の講習の修了を認定し、技能講習修了証明書(規則様式第27号)を作成するものとする。
- (4) 生活安全企画課において作成した技能講習修了証明書は、各警察署において受講者に交付するものとする。
- (5) 技能講習修了証明書を発行したときは、生活安全企画課においてその内容を技能講習修了証明書交付台帳(様式)に登載するとともに、申込書に講習結果を記入し、申込みを受理した警察署に通知するものとする。

#### 9 その他

この要領に定めがあるもののほか、技能講習の実施に関し必要な事項は、生活安全部長が定める。

#### 10 文書の保存

技能講習修了証明書交付台帳は、生活安全企画課において3年保存するものとする。